

On the Entry of the Distributed Farmland in the Family's Register of Saikaidō(西海道) District in Taihō(大宝) 2 (AD 702)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18219

大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載について

梅 田 康 夫

- 一 はじめに
- 二 研究史と学説整理
- 三 浄御原令の田積法
- 四 班給比率の相違
- 五 受田額記載の意味
- 六 むすび

一 はじめに

日本に現存する最古の戸籍である大宝二年（七〇二）戸籍のうち、筑前・豊前・豊後三国のいわゆる西海道戸籍は、戸口数の集計部分末尾に各戸の受田額を記載していることで知られている。大宝二年（七〇二）は大宝令成立直後であり、いわば浄御原令から大宝令への移行時期にあたる。この点に着目して、西海道戸籍の受田額記載から浄御原令の班田収授法的一端を探究せんとしたのが虎尾俊哉氏である。¹⁾ 虎尾氏は、各戸の受田額から、卓抜な計数処理によって、戸口一人あたりの受田額を算出した。その結果、そこには受田年齢に制限が設けられてい

いという、大宝令制とは異なる原則が存在することを見出し、それは淨御原令の規定によるものであると考えた。この虎尾氏の研究のうち、受田額の計算自体については、その後電子計算機による確認も行なわれ、全く異論は提起されていない。しかし、受田額を導き出す基礎を淨御原令の規定に求める点については、その賛否をめぐって様々な議論が展開され、今日に至るまで明快な結着を得ていない。

周知のように、淨御原令の内容を直接に窺わせる史料は、皆無といつてよいほどである。従つて、班田収授に關してどのような規定があつたかという点についても、今述べた虎尾氏の研究を起点とした一連の論争を唯一の例外として、ほとんど研究が進んでいない。このような研究状況の下でおよそ淨御原令の班田収授制について語るとき、この問題を抜きにして議論を進めることはできない。全国的な規模においてほぼ定期的¹⁾に班給と収公が実施される令制的な班田収授制は、前稿において論じたように、淨御原令段階の持統朝において成立したと考えられる。しかし、前稿では淨御原令班田収授制の成立時期のみをもつばら問題とし、その具体的な内容についてはふれ得なかつた。そこで本稿では、淨御原令の班田収授制との関連で最も盛んに議論が行なわれ、研究の進んでいるこの問題について、いささかの愚考を加えることにしたい。

(1) 「淨御原令の班田法と大宝二年戸籍」、『史学雑誌』六三編一〇号、一頁以下。

(2) 水野柳太郎・今泉重夫「電子計算機による西海道戸籍受田額の再検討」、『鈴鹿工業高等専門学校紀要』創立一〇周年記念号、五九頁以下。

(3) 「班田収授制の成立」、『法学』四八卷六号、一頁以下。

二一 研究史と学説整理

虎尾氏の研究に端を発した論争の過程において、既往の研究に対する紹介・批評は、その都度かなり詳細に繰り返されている。特に虎尾氏は、論文を著書に収録するにあたって、批判説の要点とそれに対する反批判を綿密に展開しており、¹また村山光一氏は、従来の議論を四つの論点を中心に整理し、各説の正否を詳細に検討している。²それ故、ここであらためて従来の研究史をふり返ることは、いささか重複の嫌がないでもないが、現時点におけるこれまでの議論の総括を私なりの観点と評価を加えた上で、できるだけ簡潔に記しておく。

古代史学界に大きな衝撃を与えた虎尾氏の研究に対して、最初に本格的な批判を展開したのは田中卓氏である。³氏の議論は、主に三つの論点よりなっている。第一は、虎尾氏が各戸口の受田額の班給比率を大宝令のそれとほぼ同一とみたのに対し、厳密に言えば九・六・三・二および一〇・七・三・二の二種の班給比率が存在しているとした点である。第二は、中国の戸籍の受田額記載との比較により、西海道戸籍のそれは、その戸籍に基づく班田のための班給予定額を記したのではなく、その六年後の次回班田のための単なる参考資料にすぎないとした点である。第三は、大宝令の撰定から施行に至る経過を整理し、西海道戸籍は大宝令に基づいて作成されたとした点である。

以上の三つの論点のうち、第三の点は従来の通説を補強したものであるが、この点はその後いろいろな面からさらに確認されつつあるといえる。第一・第二の点は、西海道ではそれまで班田収授が行なわれておらず、班田収授がはじめて実施されるという特殊な状況の下で生じた現象として、田中氏によって理解された。この田中説は、田名綱宏氏によってほぼ全面的に賛同を得たが、⁴しかし、西海道における班田収授の未実施という事態は、

虎尾氏の反批判にあるように、かなり不自然な想定である。従つて、第一・第二の点を班田収授の未実施という観点から位置づけることはできないが、そこで指摘されたことは、西海道戸籍の受田額記載の性格を考える上で、有力な手がかりとなり得るものである。

同じく班田収授制の未実施という面から虎尾説批判を展開したものとして、宮原武夫氏の研究がある。⁽⁶⁾ 宮原氏は、班田収授制には、貴族に対する位田・職田等の班給を意味する「タマヒダ」と、農民に対する口分田の班給を意味する「アガチダ」の二種類があり、前者は浄御原令段階で成立したが、後者は大宝令段階ではじめて成立したとする。その主な論拠となっているのは、畿内班田使の任務は主に貴族に対する位田・職田の班給であったこと、および浄御原令の田積法は貴族に対する班田収授制である「タマヒダ」に適する町代制であったこと、等である。そして、西海道戸籍の受田額記載において受田年齢に制限がないのは、大宝令の易田制の規定が現実には施行されていなかったのと同様に、大宝令の受田年齢制限規定が、農民に対する最初の班田に際し、班田業務の簡略化のために無視されたと考えた。

二つの班田収授制といった独創的な見解を含む宮原説には、今後の検討対象となるべき課題もいくつか含まれてはいるが、その後の虎尾氏の激しい反批判によつて、畿内班田使の職務に関する理解、および大宝令の受田年齢制限規定が易田制の規定と同様に無視されたとする点は、成立し難くなったといえる。浄御原令の田積法については、後で検討するように複雑な問題を含んでおり、説明が容易ではない。しかし、もしたとえ宮原氏の述べるところとく浄御原令の田積法が町代制に基づいていたとしても、それが農民に対する班田収授を不可能なものとする点は疑問が残る。たしかに、大宝令における男・女・奴・婢の口分田班給比率、九・六・三・二を前提とすれば、一町五〇〇代制の下ではその班給・収公は困難であろうが、しかし、前提である口分田の班給比率が浄御原令では大宝令と異なっていたとすれば、それは決して不可能とはいえない。⁽⁸⁾ 浄御原令の田積法と口分田の班給・

収公の有無は、一応別次元の問題と考えねばならないであろう。

次に、大宝令の班田収授制に関する独自の理解から虎尾説を批判したものととして、河内祥輔氏と明石一紀氏の⁽⁹⁾研究をあげねばならない。

河内氏は、大宝令の六歳受田制はどの時点を基準とした年齢と考えるべきかという点について、虎尾氏のごとく戸籍上に記載された年齢と考えるべきではなく、班田の時点における年齢であるとする。そして、大宝二年（七〇二）戸籍に基づく班田収授は、その六年後の和銅元年（七〇八）に至って実施され、その時点においては戸籍登載者はすべて六歳以上の年齢に達しており、大宝令の六歳受田制の規定と矛盾しないと考えた。

河内説の大前提である受田年齢を班田実施時の年齢とする点については、虎尾氏による反批判があり、⁽¹¹⁾少なくとも八世紀においては、戸籍と班田との密接な関係からいって、受田年齢は戸籍登載時のそれと考えられる。また、大宝二年（七〇二）戸籍に基づく班田収授は、和銅元年（七〇八）に至って実施されたとする点についても、虎尾氏は河内説自体において矛盾する点を指摘している。⁽¹²⁾ そもそも和銅元年（七〇八）は、大宝二年（七〇二）に続く造籍が行なわれたことが明確であり、造籍と班田が同時に行なわれたとする想定はかなり困難であろう。このように河内説は基本的に首肯し得ないが、氏が大宝二年（七〇二）戸籍による班田収授は何時実施されたかを問題にし、大宝四年（慶雲元年）（七〇四）頃に実施されたのではないとした点は貴重な問題提起といえるであろう。

明石氏は、より衝撃的な形で問題を提起した。氏は、(1)律令その他における年齢表記法、(2)田令集解の注釈にみえる「初班」概念、(3)新規受田対象者である「生益」概念、(4)延喜民部式の大帳に関する規定等を検討し、その結果、大宝令には六歳受田制は存在しないと考えた。大宝令に存在したであろう「五年以下不給」という規定は、受田年齢を制限したのではなく、口分田は班年にのみ班給すべきことを明示したものと理解したのである。

この明石説に対して、虎尾氏は令集解の諸注釈に関する明石氏の理解の不備を中心に疑問を提示したが、⁽¹³⁾明石

氏はそれに対して二度にわたって反論している⁽¹⁴⁾。しかし、森田悌氏が述べるように、令集解の諸注釈に関する明石説の理解はかなり苦しく、また、『類聚三代格』天長五年(八二八)官符の記事は受田年齢制限規定の存在を暗示しており、さらに、明石説に有利な延喜民部式の大帳に関する規定も、次回班田のための受田予備戸口の調査・報告という観点から理解し得るものである。その他、「生益」概念の問題も明石説の決め手となり得るものではなく、戸籍における戸口の集計方法もそれほどの根拠とはなり得ない。大宝令の「五年以下不給」という規定の本意が、はたしてどのようなものであったかは別として、その規定が現実には受田年齢を制限する機能を有して発動されていたことは、動かし難いと私は考える。

最後に、浄御原令の班田収授制との関連でこの問題について論じた、村山光一氏⁽¹⁶⁾と米田雄介氏⁽¹⁷⁾の研究をとりあげる。

村山氏は、自ら設定した四つの論点について、先行学説を詳細に検討した。その結果、(1)大宝二年(七〇二)戸籍は、浄御原令ではなく大宝令に依拠すること、また、(2)浄御原令の田積法は、町段歩制ではなく代制(または町代制)であることを導き出した。しかし、(3)西海道戸籍の受田額記載に受田年齢の制限がない点と、(4)筑前国戸籍の男女の口分田班給比率一〇対七は、浄御原令の遺制であるとみなした。

この村山説のうち、(3)の点は虎尾氏の批判にもあるように、西海道三国のうち筑前国だけで、しかも同じ筑前国のうちでも良民だけに浄御原令の班給比率が適用され、奴婢には大宝令の班給比率が適用されたとするのは、かなり無理な想定であろう。問題は(4)の点であるが、この点について村山氏は宮原説と同じく、法の規定と法の施行との間のずれという見地で説明する⁽¹⁹⁾。すなわち、「五年以下不給」という規定の実施にあたって、既得権を奪われる農民の不満・動揺が予想されたため、その実施が延期されたというわけである。しかし、この説明は、虎尾氏によってほとんど説明にならないとされた宮原氏のそれ、すなわち最初の班田の故に「五年以下不給」の規

定が無視されたという説明と五十歩百歩であつて、私にはさほど説得力があるとは思われない。律令国家権力とはそれほど弱体であり、また当時の班田農民の口分田保有権はそれほど強固で、農民の動きが直接に律令政府の政策を撤回せしめ得たのか、という疑問は即座に生じ得るであらう。

米田氏は、村山氏と同じく、西海道戸籍は大宝令に依拠して作成されたが、受田年齢に制限のない点は浄御原令の適用によるとする。そして、そのような現象が生じた理由をより具体的に考察した。ここで氏が導入した視点は、浄御原令では毎年班田収授制が行なわれていたのではないかということである。この想定を前提にして、氏は次のように考えた。すなわち、西海道戸籍は実際には慶雲元年（七〇四）に完成するのであるが、それは班田年にあたつてゐる。浄御原令の毎年班田収授制はその時まで適用され、従つて戸籍記載の受田額は当年度のみ有効である。慶雲元年（七〇四）の班田においては、本来ならば新令である大宝令を適用すべきであるが、既に口分田の班給を受けていた者の既得権を認めるために、旧令である浄御原令によつて班田収授を行なつた。慶雲元年（七〇四）より以降は新令が適用され、新規の戸籍登載者は班田収授の対象とならない。西海道戸籍の受田額は当年度のみ有効であるが、それが大宝令に基づく六年一造の戸籍に記載されたのは、造籍と班田が一致したためであり、それは六年後の班田の際に活用されるものであつた、というわけである。

この米田説の大前提は、浄御原令には六年一籍制はなく、それ故六年一班制も存在せず、毎年班田収授制が行なわれたとする点にある。しかし、虎尾氏が批判しているように、⁽²⁰⁾ 浄御原令に六年一籍制が存在しなかつたと断定することはできず、班田収授を実施するに際して必要とされる行政能力の点からみても、浄御原令で毎年班田収授制を実施したと想定することにはかなり無理があらう。ただ、米田氏が、旧制度から新制度へ移行する際の経過措置という面から、そして実際上の造籍の遅れに着目して、この問題を考えようとした点は、妥当な方向として評価し得る。

以上、西海道戸籍の受田額記載についての虎尾説をめぐる議論を、大きく三つに分けて述べてきた。すなわち、(イ)大宝令においてはじめて班田収授制が実施される、という観点からの虎尾説批判、(ロ)大宝令班田収授制の内容の理解に関する点からの虎尾説批判、(ハ)戸籍自体は大宝令によるとしながらも、その受田額記載には浄御原令の遺制がみられるとして、虎尾説の批判的継承をはかる説である。このうち(イ)(ロ)の前二者の説は、その中には検討すべき貴重な指摘も多く含まれているが、すでに述べたように、虎尾説の反批判を克服して自説を維持し得ることとはできないと考える。また、後者の(ハ)の説については、何故受田額記載において浄御原令の規定が遺制として機能したのか、その理由が十分に納得のいく形では提起されていない。とくに浄御原令の田積法を代制あるいは町代制と考えるとき、班給額の計算は大宝令の町段歩によりながら、班給比率あるいは受田資格者については浄御原令によつたとする点は、勿論決してあり得ない事態ではないかもしれないが、やはり不自然な感がすることをおめないのである。

さてこれまで叙述してきたことから明らかなように、西海道戸籍の受田額記載の性格をどのように考えるかについては、大小いくつかの相対立する論点が存在する。とりわけ、(1)大宝令に受田年齢の制限規定が存したか否か、(2)西海道戸籍自体の作成に際して適用された令は浄御原令か大宝令か、(3)浄御原令の田積法は町段歩制かあるいは代制ないし町代制か、(4)算出された各戸口の受田額の班給比率の相違は、どのような意味を有しているか、といった論点は結論に大きな影響を及ぼす重要な問題である。これらの論点のうち、(1)については、前述したように肯定してよいと考える。(2)については、虎尾氏自身が、戸籍の記載様式や実際の作成年次等の点から、「私としても、現在では、大宝令に依拠しての造籍であつたと見る方にやや分があるかという考えに傾いている」と述べざるを得なかつたように、⁽²¹⁾西海道戸籍は大宝令に依拠して作成されたと考えてはば間違いないといえる。しかし、残された(3)、(4)の二点については、これまでの研究ではいずれも不十分な面があり、大いに検討の余地

を残していると考える。そこで受田額記載の性格・意味をどのように考えるかという前に、この二つの前提的な問題について、節をあらためて論ずることとする。

- (1) 『班田收授法の研究』（以下、第一著書と略称）五三頁以下、『日本古代土地法史論』（以下、第二著書と略称）五〇頁以下。
- (2) 『代の制と班田收授制』（『史学』四九卷四号、一頁以下）。
- (3) 『大宝二年西海道戸籍における「受田」——浄御原令受田一歳説に対する疑——』（『社会問題研究』八卷一号、一頁以下）。
- (4) 『田制及び租法から見た大化改新詔の信憑性について』（『人文学報』（東京都立大人文学部）二五卷、一八三—一六頁）。
- (5) 第二著書、五七—九頁。
- (6) 『日本古代の国家と農民』一七三頁以下。
- (7) 第二著書、五五—七頁、六九頁以下。
- (8) なお、岸俊男氏は、宮原氏が町代制の下でも班田收授が可能と考えた「タマヒケ」について、その一つである位田は、男女の班給比が令制では三対一であるとして、逆の面から宮原説の問題性を指摘している（『方格地割の展開』（『日本書紀研究』第八冊、七九頁））。
- (9) 『大宝令班田收授制度考』（『史学雑誌』八六編三号、二二頁以下）。
- (10) 『班田基準についての一考察——六歳受田制説批判——』（竹内理三編『古代天皇制と社会構造』一六一頁以下）。
- (11) 第二著書、一七〇—四頁。
- (12) 同右、八四頁。
- (13) 同右、一五五頁以下。
- (14) 『田令口分条の「不給」規定——六歳受田制説再批判——』（『日本歴史』四一五号、一九頁以下）、（書評）虎尾俊哉『日本古代土地法史論』（『歴史学研究』五一六号、二四頁）。
- (15) 『口分田收授についての考察』（『教科教育研究』（金沢大教育学部）一九号、五三頁以下）。
- (16) 前掲論文、一頁以下。
- (17) 『大宝二年戸籍と大宝令』（井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻、一七三頁以下）。
- (18) 第二著書、九二—四頁。

(19) 前掲論文一六頁。

(20) 同右、九四頁以下。

(21) 同右、八七頁。

三 浄御原令の田積法

大化以来の田積法・租法の変遷をどのように捉えるかという問題は、古くより大いに議論の対象とされてきたが、⁽¹⁾ 浄御原令の田積法の問題はその一環をなすものである。虎尾説出現以前においては、次に掲げる「令集解」田令田長条・古記所引の慶雲三年（七〇六）九月一〇日格を根拠として、浄御原令の田積法は一般的には代制であると考えられていた。

准^レ令、田租一段租稻二束二把、以三方五尺一為^レ步、
步之内得^二米一升、一町租稻廿二束、令前租法、熟田百代、租稻三束、以三方六尺一為^レ

歩、歩之内得^二米一升、
二米一升、^一一町租稻一十五束、（以下略）

すなわち、「准^レ令」という場合の令は、格発布の年次からして大宝令としか考えようがなく、従って「令前」とは、大宝令より以前を念頭においた表現とされたのである。しかし、西海道戸籍の受田額記載に関する虎尾氏の見解は、いくつかの補強証拠と相まって、浄御原令の田積法は大宝令と同じく町段歩制であったとする説を有力なものたらしめた。西海道戸籍の受田額記載に関する点を別とすれば、虎尾氏の掲げる論拠は次のようなものである。⁽²⁾

(1) 慶雲三年格の「令前」とは、大宝令より以前の令を含めて「令内」と称することに対応するもので、それ

故「令前」とは大宝令より以前ではなく、淨御原令あるいは近江令より以前の可能性がある。

(2) 『日本書記』を中心に大化から大宝に至るまでの地積の記載事例をみると、持統四年（六九〇）以降には代の単位があらわれず、代から町への変化がみられる。

(3) 『日本書記』持統六年（六九二）三月甲午詔では、百姓困窮者に男三束、女二束の稻の賜与を命じているが、この賜稻の比率三対二の背景には口分田の班給比率があるとみられ、それは五〇〇歩一〇〇代制と整合しな^い。

(1)の点は、慶雲三年格の文脈上でいえば、「令前」を大宝令より以前とするのが素直な解釈であろうが、³虎尾説の主張するところも一理あり、この点だけからではいずれとも決し難い。

(2)の点について岸俊男氏は、「なるほど『日本書記』では淨御原令施行の持統四年以後、頃（代）から町への際立った変化がみられはするが、それ以前には頃・町が混在しており、また周知のように「評」↓「郡」の変化がありながら、『書紀』はすべて編修時に郡字に統一しているらしい事例もあつて、右の事実も町―代制存在の極め手とはならないであろう」として、⁴あまり考慮されていない。しかし、たしかに『日本書紀』の用字に修飾がある可能性は一般的には否定できないとしても、淨御原令以前における頃（代）・町の混在や、淨御原令施行と同時に頃（代）が消失するという事実は、郡の表記とは異なり統一した修飾が行なわれなかったことを示すといえる。従つて、岸氏が述べるのとは逆に、そのような事実は、『日本書紀』の田積の表記には一定の実態の反映があらわれている方向で理解すべきであろう。⁵

(3)の点は、虎尾氏が自説に対する批判に答える中で、前面に押し出してきた問題である。この点について、淨御原令の田積法を代制と捉える論者は、その処理に困惑しており、岸俊男氏は今後の課題として残している。⁶また、村山光一氏は、淨御原令の男女の口分田班給比率を一〇対七と捉える立場から、男三束に対し女は本来なら

ば二束一把のところを、迅速性を重んじて一把という端数を切り捨てたとするが、相当に苦しい説明といわざるを得ない。しかしながら、私は、この(3)の点から、淨御原令の田積法が町段歩制であったことを裏づけることはできないと考える。困窮百姓への賜稲比率と口分田の班給比率は、それほどの連関性をもたないと考えられるからである。『日本書紀』持統六年(六九二)三月甲午詔の他に、持統朝における賜稲記事として次のようなものがある。

(1) 『日本書紀』持統四年(六九〇)三月丙申条

賜_下京與_二畿内_一人、年八十以上者、鳴宮稲人廿束、其有_レ位者、加_二賜布二束_一、

(2) 同四年(六九〇)四月癸丑条

賜_下京與_二畿内_一耆老耆女、五千卅一人、稲人廿束、

(3) 同六年(六九二)三月甲申条

賜_二所過志摩百姓、男女年八十以上、稲人五十束_一、

これらの記事においては、いずれも男女ともに同量の稲束が賜与されているのである。均田制と異なり班田収授制の下では、一定年齢以上であれば高齢者といえども成年男女と同額の口分田の班給を受けるのであるから、これらの場合においても、口分田の班給比率に応じた形で男女に差を設ける方法もあり得たはずである。しかし、ここで男女に同額の賜稲がなされていることは、賜稲額の算定が、必ずしも口分田の班給額との対応関係でなされたものではないことを示すといえよう。ただし、同じ賜稲といっても、これらの場合のように八〇歳以上の高齢者を対象とする賜稲と、困窮者を対象としたそれとは、おのずからその性格を異にするという反論があり得るかもしれない。たしかに、稲、布、絹、綿等の物品が賜与される理由は様々であり、そのような賜物の一環としての賜稲もいろいろの事由で行なわれている。しかし、『日本書紀』持統七年(六九三)正月丙午条には、「賜_二京師男女、年八十以上、及困乏窮者布_一、各有_レ差」とあり、八〇歳以上の者に対する賜物と困窮者に対するそれとが、

ほぼ同一の性格のものとして扱われている。それ故、たしかに各種の功績に対する賜稻や浮囚人に対する賜稻等とは同一次元で考えることはできないとしても、困窮者に対する賜稻は、高齢者に対する賜稻とそれほど性格的に大きく変わるものではないといえよう。

以上のように、『日本書紀』持統六年（六九二）三月甲午詔にみえる百姓困窮者への賜稻額の男女差を、口分田の班給額との関連でみることはできないのであるが、そのことはさらに大宝令制下における賜稻の状況からも推測される。天平一〇年（七三八）の駿河国正税帳に次のような記載がある。⁽⁸⁾

授七百□二人 独四人 不能自存八百卅三人

給稻壹万壹千貳百貳拾肆束一人卅束 二人別廿束 卅六人別十束 四百卅四人別六束 三百七十一人別五束
七百卅四人別四束 四百九十一人別三束 九百六十三人別二束

「惇」、「独」、「不能自存」とは、いうまでもなく戸令鰥寡条に「凡鰥寡孤独、貧窮老疾不能自存者」と規定されているところと対応するものである。前部が欠けているが、そこにはおそらく「鰥」と「寡」についての集計もあつたはずである。ここで注意されるのは、双行で記されている個別の賜稻額の内訳である。ここでは、二束から三〇束に至るまでの稲束を賜与された人数を、各賜稻額毎に整理してある。この賜稻額の差がどのようなことでもたらされたのか、具体的なことはわからない。しかし、少なくとも表面的には、男女による差はあらわれていない。そして、この賜稻額を少ない順からいえば、二束、三束、四束、五束、六束、一〇束、二〇束、三〇束となる。大宝令制下では九・六・三・二の比率による口分田の班給が行なわれたが、この賜稻額の全体をみるならば、五束および一〇束については、男女の口分田の班給比率と対応する関係の組合せをそこに見出すことはできない。その他、同じく天平一〇年（七三八）の和泉監・但馬国・周防国の各正税帳にも賜稻の記載があらわれているが、いまその内訳を整理すると次頁の表のようになる。

これらの賜稻額の差に、口分田の班給比率が関係したとはおよそ考えられない。とりわけ周防国においては、

国名	対象者	人数(人)	賜与額(斗)
和泉監	僧	1	8
	"	7	4
	百年已上	2	10
	九十年已上	16	8
	八十年已上	94	4
	鰥	174	4
	寡	969	4
	悖	328	4
	独	25	4
但馬国	九十歳	10	8
	八十歳以下	1201	4
周防国	九十歳	1	20
	八十歳	27	10
	鰥	16	6
	"	26	5
	寡	43	5
	鰥	69	4
	寡	203	4
	独	21	4
	悖	102	4
	寡	209	3
	悖	191	3
	独	309	3
	病者	137	3
	悖	120	2
	独	114	2
	病者	828	2
窮乏	541	2	
"	315	1	

窮乏者のうち五四一人には二斗が、三一人には一斗が賜与されている点に注目したい。この賜与額の差異がどこから生じたかわからないが、もしたとえそれが男女差によるものであるとしても、その比率は決して三対二になっていないのである。以上のような点からいって、持統六年(六九二)の百姓困窮者への賜稻額の男女比率を、直接的に口分田の班給比率と結びつけて考えることはできないのであり、たとえば一日あたりの食稻の男女比率といったような面から理解されなければならぬと考える。

以上、虎尾説を支える論拠について検討した結果、(1)の慶雲三年格の「令前」の解釈についてはどちらともい

い難く、(2)の『日本書紀』を中心とした地積表示の変化については、一つの論拠たり得ると判断される。しかし、(3)の百姓困窮者に対する賜稲比率の点については、必ずしも虎尾説の補強証拠たり得るものではないことを明らかにした。

次に、代制説の論拠について検討するが、これには大きく分けて二つの流れがある。一つは、浄御原令の田積法を町代制とみる観点からの研究であり、もう一つは、地割のあり方から浄御原令の田積法を代制とする研究である。まず前者について述べる。

浄御原令の田積法を町代制とする説は、夙に植松考穆氏によって提起された¹⁰。植松氏は、前述の慶雲三年格の記述と天平七年（七三五）の弘福寺領田図の記載から、大宝令直前の度地法は町代歩制ともいべきものであるとし、天平一九年（七四七）の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の分析から、それは浄御原令の頒布された持統天皇三年（六八九）に始まったとした。その後吉田孝氏は、田積表示が浄御原令の施行以降、代から町に変化したとする虎尾氏の推論について、それを導き出した史料には町の下位単位が明示されていないことに着目し、それが代であると推定した¹¹。ここで吉田氏が依拠した史料は、植松氏と同じく慶雲三年格の記述と興福寺領田図の記載である。ただし、吉田氏の場合、植松氏と異なり代の下位単位としての歩は認めていない。また、興福寺領田図の記載から、浄御原令制下で町代制が行なわれたのは、主に水田についてであると推測した。なお、宮原武夫氏も、吉田氏とはほぼ同趣旨の観点から町代制説を提唱している¹²。

以上のように、町代制説の史料的根拠は、基本的に慶雲三年格の記述と興福寺領田図の記載の二つである。すなわち、前者において、二種の租法が二種の田積法を基礎に対比されているが、その対比の仕方からみて「令前租法」の場合にあらわれてくる代と町は、現実の田積法の単位であるとする点の一つの論拠である。そして、後者において、畠は何東代と代制のみで表示されているが、田は何町何東代と、町代制によって表示されている点

がもう一つの論拠である。しかし、この二点について、虎尾氏は次のごとく反批判を行なっている。¹³ まず第一の点について、虎尾氏は、「令前」を浄御原令あるいは近江令より以前と捉える立場を前提として、「令前租法」において、一段に相当する五〇代ではなく一〇〇代が基準として採用されたのは、それが地割上の実際の単位であったからと推測し、そして、町は二種の租法を同一面積で比較するために用いられたにすぎないと解釈する。¹⁴ 次に第二の点について、田と畠と田積の表示法が何故異なるかを問題とし、虎尾氏は、地目の相違によるのではなく、田租の輸不に基づくのではないかと推定する。

この二点にわたる虎尾氏の反批判のうち、第一の点についてはどちらともいい難く、たしかに虎尾氏の解釈が成立する余地はあり得る。しかし、第二の点に関する虎尾氏の主張はいささか不審である。氏が興福寺領田図の二種の田積表示法を田租の輸不に基づくと考えた理由は、畠から開田された新規墾田が畠の方に分類されており、それは田租が免除された故と考えたことによる。しかし、新規墾田といえども輸租の義務があることは、たとえ「令集解」田令荒廢条の跡記の問答に、「問、三六年、及任内佃食、田租何、答、私田及墾田輸租（以下略）」とあることや、古記の注釈に「其租者、初耕明年始輸也」とあることからわかる。畠に含まれている「田墾得」が不輸租であるのは、新規に開田されたが故ではなく、それは畠を開田したためであろう。田租の輸不は、結局のところ田であるか畠であるかという、地目の相違に帰着してしまうのである。畠から開田された新規墾田は、形状としては水田の様相を呈したとしても、次の校田が実施されるまでは地目の上では依然として畠として扱われたため不輸租であったといえる。

以上、町代制説の論拠についてみてきた。その結果、慶雲三年格の二種の田積法の対比の仕方についての解釈についてはどちらともいい難く、興福寺領田図の町代制による田積表示については、ある程度根拠となり得べきことについて述べてきた。

最後に、地割の面から淨御原令の田積法を代制とする説について検討する。岸俊男氏は、代制の方格地割の展開過程を明らかにするなかで、この問題について論じている。岸氏の掲げる論拠のうち、とりわけ次の二点が重要である。一つは、藤原京と密接な関係にある大和の古道の間隔が、高麗尺六尺一步の度地法によると一〇〇〇歩という完数になる点である。いま一つは、藤原宮跡等の遺跡から出土する木簡で、代制による田積表示を有するものがある点である。

まず第一の点から検討する。高麗尺六尺一步の度地法はたしかに代制に対応するが、しかし、大和の古道は壬申の乱以前に設置されたということであるから、その間隔が高麗尺六尺一步の度地法で一〇〇〇歩になるとしても、そのことから淨御原令の田積法を直接に推測することはできない。ただし、岸氏は、『日本書紀』の持統三年（六八九）八月丙申条および同五年（六九二）一〇月庚戌条に、殺生禁断の地としてあらわれる「一千歩」は距離を示すものであり、一〇〇〇歩という距離が当時慣用されていたとする。しかし、この点について、『日本書紀』にみえる「一千歩」という表示が距離を示しているとしても、それははたして岸氏のいうごとく、高麗尺によって算出された具体的な距離を示しているといえるか疑問である。これらの場合は、海浜や山野における一定の区域を表示するためのものであり、それは、計画的に設置された古道と同じような形で、厳密に測量されて設定されたものとは考え難い。ちなみに、『日本書紀』持統六年（六九二）七月辛酉条に、次のような記事がある。

是夜、熒惑與_二歳星_一、於_二步内_一、乍光乍没、相近相避四遍、（傍点筆者）

日本古典文学大系『日本書紀』下の頭注によれば、熒惑とは火星のことを、歳星とは木星のことをいう。この二つの星が異常に接近した状態を、ここでは「一步内」と表現しているのである。ここでいう「一步」が具体的な距離を示すものではなく、極めて近い距離を示すための比喩的な表現であることは、あらためていうまでもないであろう。この「一步」との対比でいえば、「一千歩」とは、極めて遠い距離を象徴的に示したものとみること

ができる。

もう一つの論拠である木簡についていえば、四点の木簡が掲げられているが、いずれも的確な年次が明らかでない。しかし、二点の木簡は浄御原令制下のものである可能性が大きいと判断されており、その当時代制による田積法が用いられていた可能性は、大いにあり得るといわねばならない。

以上、岸氏の代制説を検討した結果、古道の間隔については論拠となし得ないが、木簡については一つの有力な論拠と考えられることについて述べた。なお、水野柳太郎氏も方格地割について詳細に検討するなかで、岸氏と同様に代制説を支持している。⁽¹⁶⁾そして、その論拠の一つとして、氏は慶雲三年(七〇六)の田租改正の問題をあげているが、⁽¹⁷⁾同趣旨の指摘は、既に田名綱宏氏によってもなされている。⁽¹⁸⁾しかし、この点については、その後虎尾俊哉氏によって、慶雲三年(七〇六)の田租改正は、三六〇歩制の導入による混乱から惹起されたものではなく、穀納制の採用にともなう処置としてなされたとする考えが示され、⁽¹⁹⁾虎尾説の立場からも一定の説明がなされている。

以上、浄御原令の田積法に関する三説の論拠を具体的に検討したが、それぞれに有力な論拠の存在することが明らかとなった。すなわち、(イ)『日本書紀』等における代から町への地積表示の変化、(ロ)興福寺領田園の町代制による田積表示、(ハ)木簡における代制の田籍表示である。これらの三点を、どのように統一して考えるかが問題である。

ところで、浄御原令の田積法という場合、浄御原令の規定の中に、いわば公式的なものとして存在する田積法はどのようなものであったか、という問題と、浄御原令下において、実際の社会生活の中で用いられている田積法はどのようなものであったか、という問題は、区別して考えなければならない。⁽²⁰⁾虎尾氏が述べるように、たとえ浄御原令制下において代の使用が明らかになっても、浄御原令の規定において代制の田積法がとられて

いたとは限らない。度量衡の切替えの過程において、新しい公的な単位基準と伝統的な日常生活のそれとの隔離が、一般的に生じ易いことはあらためていうまでもない。浄御原令の時代は、田積法でいえば代制から町段歩制への移行過程の一環に位置していることは間違いない。そのような現象は大いに生じ得たであろう。おそらくこの時代の日常生活において用いられる田積法は、木簡の事例などからみて代制であったと考えられる。周知のように、興福寺領田図や上田部遺跡木簡等から窺われるところでは、大宝令制下においても代制は残存しており、それは中世に至るまで生き続けたのである。⁽²¹⁾ このような点からいって、たとえ公的な形で採用された田積法がどのようなものであれ、大化以前からの伝統的な田積法である代制が、一般的に日常生活の場において広く用いられたことは十分に予想される。

さて問題は、浄御原令に規定された公的な田積法である。『日本書紀』等にあらわれた地積表示の変化を重視する限り、町という単位が浄御原令において正式に採用されたと考えざるを得ない。問題はその下位単位をどのように考えるかであり、それによって町段歩制説と町代制説に分かれる。しかし、ここで注意すべきは、この両説ともに、浄御原令時代の史料に基づいて、その下位単位を明らかにしているわけではない点である。当時の史料で、一町以下の下位単位がわかるはずの唯一の事例は、次に掲げる『日本書紀』持統五年（六九二）二月乙巳条の宅地班給の記事である。

詔曰、賜_二右大臣_一宅地四町、直広式以上二町、大参以下一町、勤以下至_二無位_一、随_二其戸口_一、其上戸一町、中戸半町、下戸四分_一、一、王等亦准_レ此、（傍点筆者）

中戸および下戸には、一町未満の宅地班給が命ぜられているが、いずれも町を単位として表示されている。もし町の下位単位が段歩あるいは代であるならば、中戸については五段ないし二五〇代、下戸については二段一八〇歩（あるいは二段半）ないし一二五代と表示されるのが普通である。ここでそのような下位単位が用いられな

かったのは、記述の簡便さを選んだとも考えられるが、私は素直に公的には町の下位単位は存在しなかったと考
えたい。天平六年（七三四）九月にも、同じような形での難波京の宅地班給がみられるが、⁽²²⁾難波京は藤原京の陪都
とも称すべきものである。⁽²³⁾おそらく前代の地割が遺存しており、地積表示もそれに従って、前代のそれをま
ま踏襲したものと思われる。

このように浄御原令には、田積の単位として町しか存在しなかったと考えるが、それは具体的にどのような形
で規定されていたのであろうか。勿論それを直接に示す史料はなく、推測にたよるしかない。次に掲げるのは、
養老令の田積法に関する周知の規定である。

(A) 田令田長条

凡田、長卅歩、広十二歩為_レ段、十段為_レ町、段租稲二束二把、町租稲廿二束、

(B) 雑令度地五尺為歩条

凡度_レ地、五尺為_レ歩、三百歩為_レ里、

古記の注釈からみる限り、大宝令でも同様の規定であったと思われる。まずここで注意しなければならないの
は、通常大宝令の田積法を町段歩制と称するが、それは厳密にいえば町段制であるという点である。すなわち、
歩は(A)(B)いずれにおいても、長さの単位としてあらわれている。勿論、一步四方の面積を一步と称することは当
然存在したが、令の規定にあらわれたところだけでいえば、歩はあくまでも距離を示す単位なのである。⁽²⁴⁾

次に、(A)の田令田長条における租稲の記載の仕方に注目したい。そもそも租稲を段と町の二段階に分けて記載
するのは、ある意味では重複といえる。そして、注として掲げられている「段租稲」は、文脈だけでいえば、段
の後に位置するのが最も自然といえる。「段租稲」がこの位置にきたのは、おそらく「町租稲」に引きずられての
ことであろう。最初は「町租稲」の記載だけが存在し、その後段の規定が設けられるにおよんで、「段租稲」が

「町租稻」の前に追加されたのではなからうか。

いずれにせよ、令制における田積の単位は、厳密に言えば町と段であり、歩は距離の単位である。そして、淨御原令下においても歩が距離の単位として存在したことは、前述したところからも明らかである。従って、淨御原令では、おそらく高麗尺六尺一步を基準として、五〇歩四方を町とする規定がおかれていたのではないかと考²⁵える。このように、淨御原令の田積法は町制であったのであり、大宝令において、その下位単位としての段制を創出し、町段制に移行したと考えられる。

勿論、実際には町の単位だけでは不便極まりないことはいうまでもなく、現実には代がその下位単位として機能していたことは否定できない。そのような実際の運用面からいえば、その状況は、町代制といっても誤まりではないかもしれない。興福寺領田図にあらわれた町代制は、遺制としてその具体的な姿を示しているといつてよい。しかしながら、淨御原令の規定の中に、公的な単位として町と代が並存したと考えるには、私は少なからぬ抵抗を感じる。いうまでもなく、代は大化以前からの伝統的な田積法で、その基礎には、一束の稻を收穫し得る土地という、土地の生産力の面から捉えた觀念が存在する。これに対し、町段歩はいずれも中国に由来し、その基礎には距離を基準とした広さの觀念があるといえよう。いわば由来と性格を異にするこの二種の田積単位が、令の中で相並んで用いられることはやはり得ないのではないかと思われる。²⁷従来²⁶の代が實際上の下位単位として機能することを配慮しつつ、一定の尺度を基準とした町という厳密な田積単位を創出し、それによって全国的に統一した形での地割と地積測定を行なおうとしたのが、淨御原令の田積法設定の狙いであつたのではなからうか。

（一）主要な参照文献として、亀田隆之「日本古代に於ける田租田積の研究——度量衡制との関連を通して——」（『古代学』四卷二号、

一二〇頁以下)、喜田新六「日本古代における田制租法の変遷について」(『歴史教育』四卷五号、一七頁以下)、田中卓「令前の租法と田積法の変遷」(『芸林』九卷四号、一五頁以下)、虎尾俊哉「最近に於ける古代田積法・租法沿革史の研究について」(『日本上古史研究』一卷三号、五五頁以下)、虎尾第一著書八一頁以下、田名網前掲論文一六五頁以下、八木充「律令国家成立過程の研究」一八九頁以下、宮原前掲書一九八頁以下、体系日本史叢書6「土地制度史」I、八九—九一頁等がある。

(2) 第一著書八六頁以下、第二著書六二頁以下。

(3) 青木和夫氏によれば、当時一般に令といえは大宝令を指し、浄御原令を前令あるいは古令と称することはなかったようである(『律令財政』(前岩波講座「日本歴史」3古代3、一二二頁)。

(4) 前掲論文七三頁。

(5) 田中氏は、『扶桑略紀』の記事を根拠に虎尾説を支持する(前掲「令前の租法と田積法の変遷」二八・九頁)。

(6) 前掲論文七九・八〇頁。

(7) 前掲論文二六・七頁。

(8) 『寧楽遺文』上巻、二二七頁。

(9) 『寧楽遺文』上巻、二〇四頁、二四三頁、二五八頁。なお、井上辰雄「正税帳の研究」一九八頁、二七一・二二頁を参照。

(10) 「律令時代に於ける度地法の展開——代及び町、段、歩に就いての考察——」(『史観』九号、五四頁以下)。

(11) 「町代制と条里制」(『歴史学論集』(山梨大教育学部)一二集、四五・六頁)。

(12) 前掲書一八四頁以下。

(13) 第二著書六三—七頁。

(14) 水野柳太郎氏も同趣旨の解釈を示している(「面積計算法と方格地割」(名古屋大学文学部国史学研究室編「名古屋大学日本史論集」上、六五頁)。

(15) 前掲論文五五頁以下、「古代地割制の基本的視点」(岡崎敬・平野邦雄編「古代の日本」9研究資料、一四五頁以下)。

(16) 前掲論文三五頁以下。

(17) 同右、八〇頁。

(18) 前掲論文一七八頁以下。

(19) 第二著書二二頁以下。

(20) 第二著書八九・九〇頁。なお、宮本教氏も、浄御原令において、町段歩制と代制が併存していた可能性を指摘するが(体系日本史叢書6「土地制度史」I、八九頁)、後述するように、その根拠とされている西海道戸籍の受田額記載における二系列の班給比

率の解釈については従えない。

(21) 今谷文雄「大化新制と古代田積」(『日本歴史』四七号、二二頁以下)を参照。

(22) 『続日本紀』天平六年九月辛未条。

(23) 中尾芳治「日本における都城制の成立」(『日本史を学ぶ』1 原始・古代、一七八頁)、今泉隆雄「都城と地方官衙」(『歴史学研究』会・日本史研究会編『講座日本歴史』2 古代2、五六頁)等を参照。

(24) 女および奴婢の班給額が、「減三分之一」、「給三分之一」と分数で表示されているのは、段以下の田積表示を避けたためと思われる。いずれにせよ、田令の規定の中には、歩が田積単位として用いられた事例は全くない。

(25) 口分田の班給額をどのように規定していたかが当然問題となるが、もし戸口を単位として班給していたとすれば、良男については「給五分之一町」というような形で表示されていたのかもしれない。また、戸を単位として、戸口数により、一町を基準に増減する形での班給も十分に考え得る。

(26) 亀田前掲論文一三二―四頁、田名網前掲論文一九七・八頁等を参照。

(27) 慶雲三年格の「令前租法」において、町と代が相並んであらわれる点については、浄御原令の租法とそれ以前の租法の両者をまとめて記述した結果と考える。すなわち、「熟田百代、租稻三束」は、浄御原令より以前の代制段階の伝統的な租法を記したものであり、「一町租稻一十五束」は、浄御原令の租法を記したと考えたい。もし、「令前」が浄御原令の段階のみをさすのであれば、「令前租法」という漠然としたいい方ではなく、たとえば「浄御原朝租法」あるいは「先朝租法」というような呼称がなされたと考えられる。

四 班給比率の相違

前述したように、西海道戸籍の受田額記載から算出された各戸口の受田額の班給比率に、二通りの方式が存在することを、はじめて明瞭に指摘したのは田中卓氏であった。田中氏はこの点を、新しく班田取授を実施するに際しての手続的な誤まりという面から理解したが、その後、筑前国の班給比率を浄御原令の規定に基づくものと

する想定が吉田孝氏によって提起され、⁽¹⁾そして、村山光一氏は、前述したように、筑前国の良民男女の班給比率のみを浄御原令の遺制であると⁽²⁾した。また、宮本救氏は、田積法との関連で、豊前・豊後両国の比率は段歩制に対応するのに対し、筑前国のそれは代制に対応すると述べている。⁽³⁾宮本氏の場合、浄御原令には一段三六〇歩の町段歩制の規定があったと考えるので、吉田氏や村山氏とは異なり、筑前国の比率自体を浄御原令における口分田の班給比率と考えているわけではない。しかし、いずれにせよ三者ともに、筑前国の班給比率は、代制による田積法の遺存を反映していると考ええる点では共通している。

たしかに、その比率だけを見るならば、筑前国のそれは、一段 \parallel 三六〇歩制よりも、一〇〇代を地割の基準単位とする代制に適合するかもしれない。しかし、もしその班給比率に代制の名残りを窺い得るのであれば、そのことは班給額自体にあらわれているはずである。すなわち、西海道戸籍の受田額記載から復元された各戸口の班給額は、当初は代制によって設定された額を、機械的に段歩制に換算したものでなければならぬ。ところが、筑前国の各戸口の班給額は、およそ代制との関連を考慮することのできないものである。上に掲げるのは、筑前国の各戸口の班給額とそれを代に換算した額である。

	歩	代
男	600	83,333…
女	420	58,333…
奴	180	25
婢	120	16,666…

(1代=7.2歩の換算比率による)

これは班給比率の前に、何よりも班給額自体に影響を与えるはずである。そして、虎尾氏の反批判にもあるように、⁽⁴⁾

の各戸口の班給額とそれを代に換算した額である。
 奴の二五代を除き、その他の班給額は代に換算すると、無限小数をとまう額となる。およそ一代以下の班給額の設定はまずあり得ないであろうから、この班給額自体に代制の痕跡をみることはできない。ちなみに、豊前国や豊後国についても状況は同じである。およそ班給額自体が代制との関連を有しないのに、班給比率の面だけにそれがあらわれてくることがあり得るであろうか。もしも浄御原令に代制に基づく口分田班給額の規定があり、それが筑前国の班給比率に影響を与えているのであれば、そ

	基本 数 ^歩	男		女		奴		婢	
		口分田 ^歩	計 算 法	口分田 ^歩	計 算 法	口分田 ^歩	計 算 法	口分田 ^歩	計 算 法
養老令	80	720	80×9	480	80×6	240	80×3	160	80×2
豊前国	66	595	$66 \times 9 + 1$	396	66×6	198	66×3	132	66×2
豊後国	53	478	$53 \times 9 + 1$	318	53×6	(159)	53×3	(106)	53×2
筑前国	60	600	$\frac{60 \times 10}{60 \times (9 + 1)}$	420	$\frac{60 \times 7}{60 \times (6 - 1)}$	180	60×3	120	60×2

西海道戸籍の高度の統一性を考えるならば、豊前・豊後の両国は大宝令の規定に依拠し、筑前国だけが浄御原令の規定に依拠するという想定は、かなり不自然といわざるを得ない。従って、筑前国の班給比率を代制に対応する所したり、それを浄御原令の遺制とみることはできない。結局のところ、それは、豊前国や豊後国と同じく大宝令の規定によつたものであり、その口分田班給比率に近似した比率と判断せざるを得ない。

さて、問題は、何故に豊前・豊後の両国では令の規定の比率通りに班給額が定められたのに対し、筑前国ではそれが遵守されなかつたのかという点である。虎尾氏は、筑前国では何らかの事情があつたとし、具体的には一段の六分の一、すなわち六〇歩の地割が、筑前国で以前から固定していたことを述べている。⁽⁵⁾しかし、この点について村山氏は、一段内部の地割の変更は困難とはいえず、また浄御原令の田積法は代制である故に、一段 \parallel 五〇代を六分する地割はあり得ないと批判する。⁽⁶⁾浄御原令の田積法に段歩制を認めない本稿の立場においても、虎尾説を支持することは困難である。そこで何故に筑前国においてだけ令の規定が守られなかつたのか、別の視点から追究したい。上に掲げるのは、西海道戸籍の受田額がどのような関係にあるかを検討するために、水野柳太郎氏によつて作成された表である。⁽⁷⁾

水野氏は、筑前国の班給比率について、代制の遺制とする見方と、表にもあらわれているように、令の配分比率を基礎として、その比率に男女だけを加えて調整したとする見方の、二つの可能性を述べている。⁽⁸⁾後者の見方に従えば、筑前国の男

女の班給額の増加は、豊前・豊後両国において、男に一步だけ班給額を増加したのと同じ現象ということになる。ただし、村山光一氏が述べるように、同じ班給額の増加といっても、両者の規模は相当に異なるのであり、たしかにこれを全く同じ次元で捉えることはできないであろう。豊前・豊後両国のごとき一步の増加は、剰余分の追加ということでは説明できるが、筑前国のような大規模な増加はそれだけでは理解し難い。村山氏は結局のところ、浄御原令における班給比率の規定に牽引されたと考えたが、その考えに従えないことは前述した。

私は、前記の表において、令の班給比率に従っている豊前・豊後両国の班給額が、いずれも一桁の端数をとまなう煩雑な数字となっているのに対し、それとは対称的に、筑前国の班給額は六〇の基本数の倍数ということ、かなり整然とした数字になっていることに注目したい。この班給額の対比的なあり方と班給比率の相違に、何らかの相関関係がありはしないであろうか。豊前・豊後両国の班給額は、おそらく国内の戸口総数と班給可能田積の集計がまとめられた段階で、後者を令制の班給比率に従って前者で除した数字であろう。これは、いわば機械的に机上で計算された数字と考えてよい。実際の班給に際しては、このような煩雑な数字では班田業務はやりにくいであろうから、もう少しまとまりのある数字が設定されたと思われる。¹⁰従って、豊前・豊後両国の場合、班給額としてあらわれている数字は、実際の班給額を算出するための一種の見積りといつてよい。それは、実際の班給額を計算するための準備的な作業としてなされたのであり、それをなし得るためには、造籍と校田の業務が完了していなければならない。

さてこれと対称的な筑前国の班給額は、どのような性格のものと考えるべきであろうか。可能性としては、二つの場合があり得る。一つは、そのような準備的作業を終えた後に、あらためて実際に班給可能な額として設定された場合である。もう一つは、そのような準備的作業をなし得るまでに至っていない段階で、ごく大雑把な計算だけを行なった場合である。このいずれの場合であったかは、筑前国における造籍と校田、とりわけ校田の進

抄状況と密接に関連する。前者の場合であれば、筑前国においては、他の二国よりも早く造籍と校田が終了していたと推定される。後者の場合であれば、他の二国に比して、筑前国では造籍と校田の作業に手間取っていた事態が予想される。

ところで、西海道戸籍は、高度に統一された用紙、寸法、記載様式、および国印の存在、さらにはすべて下段部分にヘラ様のものでヨコの界が入れていることなどからみて、ほぼ同一時期に作成されたものであることは疑いない。その作成時期は、岸俊男氏の研究によって、大正三年（七〇三）末から大正四年（慶雲元年）（七〇四）にかけてであり、完成は大正四年に入ってからとみられている。ただし、受田額の記載は戸籍本文とは明らかに別筆ということであり、それは、本文記入後に、本文とは別の原本から写し取ったと推定されている。⁽¹³⁾その記載時期について、米田雄介氏は、国印が押される以前であり、国印は慶雲元年（七〇四）四月以降に押されたと述べる。⁽¹⁴⁾国印押捺の下限が特定できないので、受田額の記載時期の下限も明確にすることはできないが、状況からみて慶雲元年（七〇四）ないしは二年（七〇五）頃と考えられる。いずれにせよ、戸籍本文の記載後、それほど時期の隔たらないうちに記入されたと考えてよいであろう。

このように西海道戸籍は、大体のところ慶雲元年（七〇四）頃を中心にして作成されたのであるが、その作業の進捗状況は国によってわずかながら差があったようである。西海道戸籍の戸口歴名には、原則として国印が押されているが、例外的に押されていない戸口が存在する。それは、氏姓が記入されていないか、あるいは不完全な戸口であり、寄口およびその家族や妻等の女性に多い。ところが、筑前国において、氏姓が完全に記入されているにもかかわらず、国印が押されていない事例が存在し、それは、国印押捺後に氏姓が記入されたものと考えられている。⁽¹⁵⁾すなわち、『大日本古文書』（編年文書）の一〇一頁九行「秦部舟売」より一〇二頁一行「女生部刀自売」の部分である。これはわずかに一例にすぎないが、国印の押捺がかなり厳密に行なわれていることを考え

ると、その意味は重要である。そこでは四名にわたって国印が押されていない。首部や末尾の部分を除くと、一般に国印を押されていない部分には四名ないし五名、あるいはその倍数の戸口が存在する。これは、氏姓の追加記入後に国印を押すために、国印の幅に相当する部分だけ場所を開けたことによる。従って、国印を押されていない戸口は、すべて氏姓に不備があるわけではなく、そのうちの一部だけというのが普通である。今ここで問題にしている部分は断簡の首部に存在しているが、ここに四名の戸口が存在することは、すべて氏姓が完全に記入されているにもかかわらず、国印が押されなかったことを意味するといつてよい。そして、それは国印を押し忘れたのではなく、やはり国印押捺後に氏姓を追加記入したために生じた現象と考えるべきであろう。

ところで、氏姓の追加記入は、国印のある戸口についても行なわれており、豊前国ではその例が極めて多いとされる。⁽¹⁶⁾加自久也、丁の両里では、少なくとも三回以上にわたって氏姓の追加記入が行なわれたと推定されている。そして、国印は氏姓の追加記入後、あらためて押捺したものとされる。従って、国印の押捺は少なくとも二段階に分れて行なわれているのである。筑前国については、氏姓の追加記入の実例は報告書にはあまり詳しく書かれておらず、この点は戸籍原本にあたらな限り判別し得ないので、それがどのような状況であったかは不明である。しかし、おそらく豊前国と状況はそれほど大きく異なることはないと推量される。豊後国も、残存戸籍がごく限られているのでよくわからないが、状況は同じであろう。このように考えると、筑前国においては、何度かの氏姓の追加記入と国印の押捺の後に、さらに氏姓の追加記入がなされた場合があったと想定される。とすれば、筑前国においては、作成された戸籍の改訂作業が、豊前・豊後の両国よりも遅くまで行なわれていた可能性がある。国印の鑄造は慶雲元年(七〇四)四月であるから、⁽¹⁷⁾それ以降に国印が押され、さらに氏姓の追加記入と国印の押捺後に、もう一度氏姓の追加記入が行なわれたということは、筑前国においては、慶雲二年(七〇五)にも戸籍の改訂作業が行なわれた事態が予想される。

以上、筑前国においては、豊前・豊後両国よりも造籍の改訂作業が遅くまで行なわれ、それは、慶雲二年（七〇五）におよぶ可能性があることについて述べた。このことは、前述した問題設定の仕方からいえば、筑前国の班給額は、造籍と校田の業務が完了していない段階で、ごく大雑把な計算の結果導き出されたものであることを意味することになる。

ところで、『令集解』の諸注釈によれば造籍の翌年に班田が実施されることになっているが、実際にはそのような形で班田が行なわれた事例は全くない。⁽¹⁸⁾ 現実には八世紀の前半においては、造籍の二年後に班田が実施され、造籍の翌年には校田が行なわれたと推定される。⁽¹⁹⁾ 令の規定によれば、造籍は一月から始め翌年の五月にかけ、班田も同じく一月から開始し翌年二月にかけて実施されることになっている。⁽²⁰⁾ 校田も同じく、秋から冬にかけての農閑期に実施されたことは間違いない。従って、造籍・校田・班田の実際の実施方法は、第一の農閑期に造籍を行ない、第二の農閑期に校田を行ない、第三の農閑期に班田を行なうということになる。おそらくこの作業を同時に行なうことは、相当の困難をともなうのではなからうか。

大宝二年（七〇二）西海道戸籍は、本来ならば大宝二年（七〇二）から大宝三年（七〇三）にかけて作成されるべきであった。ところが、前述したように、それは実際には一年遅れて、大宝三年（七〇三）から慶雲元年（七〇四）にかけて作成された。では西海道において、校田は何時実施されたのであろうか。造籍と校田を同時に行なうことは、行政実務の点からみて極めて困難であるとすれば、それは、やはり予定より一年遅れて、慶雲元年（七〇四）から二年（七〇五）にかけて行なわれたのではなからうか。とすると、西海道戸籍の受田額記載は、校田の結果を受けて慶雲二年（七〇五）に記載され、国印もその時に押されたようである。そして、重要なのは、前述したように、筑前国では戸籍の改訂作業がかなり遅くまで行なわれ、慶雲二年（七〇五）にまでおよんだ可能性のあることである。それ故、筑前国では、戸籍の改訂作業が進められる中で、校田の作業に十分に組み込まなかった事態が

想定される。その結果、校田の作業は遅れ、戸籍に記載すべき受田額の基礎資料を作成する時点では、筑前国だけが、十分な田籍調査に基づく算定をなし得なかつたのではなからうか。

筑前国の受田額が一桁の端数を含まない切りのよい数字であること、および、その班給比率がやや特異なものであることの二点は、以上述べたようなこととの関連で理解されるべきであると考えられる。受田額を算出するにあつて、筑前国の場合、その前提ともいふべき班給可能田積の正確な把握がまだなされておらず、おおよその見通しに従つて大雑把な数字を設定したものとと思われる。しかし、その後ある程度校田が行なわれ、その集計が進められたためか、おそらく班給可能田積が予想以上に多量に存在することが判明したのであらう。その結果、戸籍に受田額を記載するに際して、男女の班給額を急遽六〇歩ずつ追加したものとと思われる。その場合、何故奴婢に対しても追加が行なわれなかつたのかよくわからないが、戸籍にあらわれている限りでは、奴婢の数はごく少なく、しかも特定の戸に集中することで無視されたのかもしれない。あるいは、あらたに増加した班給可能田積額が、大体のところ良民男女に基本数の六〇歩を、班給し得る程度の規模であつたからかもしれない。いずれにせよ、筑前国では、正確な田積調査をとまなつた校田が完全に終了しておらず、その途中において受田額を記載する必要にせまられたため、令制の班給比率とは若干異なる形での班給額の算定がなされたものと思われる。もしも造籍や校田が完了し、実際に班給可能な額を算出し得る段階に至つていたのであれば、そのような事態は極力回避されたに違いないであらう。

(1) シンポジウム日本歴史4『律令国家論』一九七頁。

(2) 前掲論文七頁以下。

(3) 体系日本史叢書6『土地制度史』I、八九頁。

(4) 第二著書九二・三頁。

- (5) 第一著書六五・六頁。
- (6) 前掲論文八・九頁。
- (7) 前掲「電子計算機による西海道戸籍受田額の再検討」八五頁。
- (8) 同右、八五・六頁。
- (9) 前掲論文一二頁。
- (10) 「延喜式」民部上に、「凡田九歩以下、無_レ加_二給口分_一、割為_二乗田_一、但男一人分不_レ満_二二段_一之国者、随_二所_レ有数_一給之」といふ規定がある。この但し書の部分は、元慶四年（八八〇）に山城国で、京戸男子に水田一段一〇〇歩、土戸男子に水田一段一四〇歩と陸田六〇歩の班給が命ぜられている（『日本三代実録』元慶四年三月一六日条）ことをみると、国毎の口分田班給額の基準として機能したのではない可能性が強い。
- (11) 「正倉院戸籍調査概報」（統一）（『史学雑誌』六九編二号、八七・八頁）。
- (12) 『日本古代籍帳の研究』七一頁以下。
- (13) 「正倉院戸籍調査概報」（統一）（『史学雑誌』六九編二号、八七頁）。
- (14) 前掲論文一七六頁。
- (15) 「正倉院戸籍調査概報」（『史学雑誌』六八編三号、四八頁）。なお、『大日本古文書』（編年文書）一の二三九頁四行「女肥君牧売より七行「大家部志許夫」は、国印を押されていないとされているが（前掲「正倉院戸籍調査概報」（統一）八三頁）、マイクロフィルムで確認したところでは国印の跡を認めることができる。そして、『大日本古文書』（編年文書）一の二二頁五行「女肥君大虫売」より同一一二頁四行「従子搦米_□余」は、国印の跡を認めることができず、国印を押されていない事例としては掲げられていない。
- (16) 前掲「正倉院戸籍調査概報」（統一）八四・五頁。
- (17) 『統日本紀』慶雲元年四月甲子条。
- (18) 虎尾第一著書一二二・三頁。
- (19) 同右、三〇六・七頁。
- (20) 班田が造籍より早く終了するのは、春における農作業の開始と関連するのであろう。

五 受田額記載の意味

以上、大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載の性格を考える上で、重要なポイントとなる問題について検討を加えてきた。その結果からすると、西海道戸籍の受田額記載の中には、いかなる意味でも浄御原令の班田取授法の痕跡は含まれていないといわざるを得ない。一般的にいえば、戸籍自体は大宝令の規定に依拠しながらも、個々の記載内容の中に浄御原令の遺制が残存する可能性はある。しかしながら、浄御原令の田積法を町段歩制とみることはできず、町の下位単位としての段がまだ成立していないとすれば、町段歩によって表示されている西海道戸籍の受田額記載を、浄御原令の遺制と考えるわけにはいかない。また、その受田額は、代制によって設定されたものを、町段歩に換算して表示したとみることもできない。そして、慶雲元年（七〇四）から二年（七〇五）にかけて行なわれたであろう校田の結果を得て、その受田額が記載されたとすれば、その時点まで浄御原令の規定が効力を有し続けたとはおよそ考えられない。村山光一氏は、西海道戸籍における一歳受田制と筑前国の男女班給比率を浄御原令の遺制とみなし、¹⁾ また米田雄介氏は、浄御原令では毎年班田取授制が行なわれていたという立場から、「西海道戸籍にみえる受田は飛鳥浄御原令の班田方式による最後のもの」とする。²⁾ しかし、前述したようにいずれも根拠は薄弱である。西海道戸籍の受田額記載は、もっぱら大宝令にのみ依拠していると考えざるを得ない。

しからば、西海道戸籍の受田額記載から復元される場所では受田年齢に制限がなく、六歳受田制を規定する大宝令に矛盾する点は、どのように考えるべきであろうか。結論的にいえば、私は田中卓氏と同じく、大宝二年（七〇二）の次の造籍、すなわち和銅元年（七〇八）の造籍に基づいて行なわれる班田のための、予備的な資料とし

て受田額の記載が行なわれたと考えたい。すなわち、今回の造籍は六年後であるから、大宝二年（七〇二）戸籍に登載された者は、もし生存していればすべて六歳以上になっているはずである。従って、西海道戸籍の受田額記載が、今回の造籍に基づく班田のための参考資料という性格を有しているならば、それは大宝令の受田年齢制限規定となんら抵触しないのである。勿論、今回の造籍までに六歳に達せずに死亡する者もいたであろうし、六歳以上の者の死亡者も当然いたはずである。従って、今回の造籍に基づく班田に際しては、西海道戸籍の受田額記載が、そのまま実際の班給額として機能し得ないことはいうまでもない。そのような死亡者は基本的に班給対象から除外されなければならないのであり、その作業は、当然今回の造籍に基づいて行なわれたであろう。

このようなことを考えれば、西海道戸籍の受田額記載が、今回の造籍に基づく班田に対して全く何の意味もち得ないかにも見え、実際そのような形での批判もなされているが、決してそうではない。班田を実際に行なう場合の最も困難な問題の一つは、各戸口の班給額をどれくらいに設定するかという点であろう。勿論、令の規定通りに良男に一人二段の口分田を班給し得る寛郷であれば、そのような煩わしい問題は生じないであろうが、多くの国では西海道諸国のごとく、班給可能田積と戸口数の両者の集計をにらみ、具体的な数字を決定したと思われる。このような視点で見れば、西海道戸籍の受田額算定の基礎にある各戸口の班給額は、いわば基本的にそれ以上下回ることのない最低限の数字といえる。すなわち、そこに示された戸口数は、六年後の時点における最大限の受田者数である。死亡によるマイナスはあり得ても、プラスは基本的にあり得ない。また、班給可能田積も、一応自然災害等の問題を別とすれば、死亡収公による増加しか考えることができな³⁾い。従って、和銅元年（七〇八）戸籍に基づく班田において、大宝二年（七〇二）造籍に際し算定された各戸口の班給額に基づいて実際に班給を行なえば、口分田が不足するという事態は生じ得ないのである。私はこのような意味で、大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載は、今回の和銅元年（七〇八）の造籍に基づく班田に際して、大きな役割を果たしたと考える。前

述べたように、一桁の端数を含む各戸口の班給額は、到底それに従って実際に班田が実施されたものと考えるところはできず、それはいわば準備的な資料にすぎない。実際の班給額は、和銅元年（七〇八）の造籍の後、その数字を参考としながら決定したと思われる。

私は、これまで慎重に今回の班田といういい方を避けてきたが、それは、大宝二年（七〇二）西海道戸籍に基づく班田は実施されなかったと考えているからである。西海道戸籍に基づく班田が何時実施されたかについては、これまで必ずしも明解に断言されてきたとはいえない感もあるが、いくつかの考え方があるようである。すなわち、虎尾俊哉氏は、大宝二年（七〇二）より二年後の慶雲元年（七〇四）に実施されたと考えているようであるし、河内祥輔氏は、和銅元年（七〇八）に実施されたと考えている。⁽⁶⁾ また、米田雄介氏は、西海道戸籍が完成した慶雲元年（七〇四）に同時に班田が開始されたと考えている一方、⁽⁷⁾ 受田額記載は六年後の班田に活用されたのではないかとしている。⁽⁸⁾ 河内説が成立し難いことは前述したので、問題は、慶雲元年（七〇四）、より厳密に言えば慶雲元年（七〇四）十一月より翌慶雲二年（七〇五）二月にかけて、班田が実施されたか否かという点である。この慶雲元年班田実施説は、西海道戸籍が大宝二年（七〇二）末から翌年春にかけて順調に作成された場合にはじめて成立するものである。しかし、前述したように、西海道戸籍は実際には一年遅れて作成されたのであり、それにともない校田も一年遅れた可能性があるとすれば、その時点で班田を行なうことは極めて困難であったと想像される。造籍・校田・班田の作業スケジュールからいけば、それは、造籍作成の一年遅延にともない、慶雲二年（七〇五）末から翌慶雲三年（七〇六）にかけて実施が可能であったといえよう。しかし、それは、実際には実施されなかったと考えられる。次に掲げる表は、宮本教氏が作成した「造籍校田班田施行表」のうち、八世紀前半までの部分である。⁽⁹⁾ 二重丸を付したのは、虎尾俊哉氏が作成した籍年と班年の表において、⁽¹⁰⁾ 史料の根拠を有するとされているものである。⁽¹¹⁾

この表において、養老五年（七二二）と天平一二年（七四〇）の造籍がそれぞれ予定より一年遅れているのは、郷里制の施行と廃止に伴って生じた現象である。その場合、班田も造籍の遅れにもなつて、一年遅れていることが注意されねばならない。天平一二年（七四九）の班田は、造籍の遅れがないにもかかわらず一年遅れているが、これは校田が一年遅れたためである。また、養老五年（七二二）と天平一二年（七四〇）の次の造籍である神亀四年（七二七）と天平一八年（七四六）のそれが、それぞれ前回の造籍の六年後に実施されていることも注意される。すなわち、六年一籍の全体の枠組をあくまで維持することであれば、前回の造籍が遅れた二年分を取り戻すため

年 代	造籍(A)	校田	班田(B)	(A)~(B)
持統4(690)	◎	} 1	◎	} 2
5(691)	} 6			
6(692)				
持統10(696)	◎	} 1	} 6	} 2
文武1(697)	} 6			
2(698)				
大宝2(702)	◎	} 1	} 6	} 2
3(703)	} 6			
慶雲1(704)				
和銅1(708)	◎	} 1	} 6	} 2
2(709)	} 6			
3(710)				
和銅7(714)	◎	} 1	} 6	} 2
靈亀1(715)	} 7			
2(716)				
養老5(721)	◎	} 1	} 7	} 2
6(722)	} 6			
7(723)				
神亀4(727)	◎	} 1	} 6	} 2
5(728)	} 6			
天平1(729)				
天平5(733)	◎	} 1	} 6	} 2
6(734)	} 7			
7(735)				
天平12(740)	◎	} 1	} 7	} 2
13(741)	} 6			
14(742)				
天平18(746)	◎	} 2	} 7	} 3
20(748)	} 6			
21(749)				

に、次の造籍を一年早める方法もあり得る。この方法に従えば、神龜四年（七二七）と天平一八年（七四六）の造籍は、それぞれ前回の造籍の五年後に実施されたはずであるが、現実にはその方法は採用されなかった。

以上のような造籍と班田の実施のされ方からいえば、大宝二年（七〇二）の造籍が西海道で実際には一年遅れているにもかかわらず、次回の造籍が六年後の和銅元年（七〇八）に実施されていることは、その遅れは対律令政府との関係で、公的な形で認められたものではなかったことを意味する。そのことは、西海道戸籍があくまでも大宝二年戸籍と称されていることに端的に示されている。従って、班田をもし行なうのであれば、それはやはり慶雲元年（七〇四）に実施されるべきはずである。また、史料の根拠はないが、和銅三年（七一〇）、靈龜二年（七二六）に班田が実施されたと想定すれば、実施の明らかな養老七年（七二三）の班田との関係からいっても、また各班田に先立つ造籍との関係からいっても、もつとも具合がよい。そして、このように和銅三年（七一〇）、靈龜二年（七一〇）の班田実施を想定するならば、その関係からいけばそれに先立つ班田は、慶雲元年（七〇四）に実施されたと考えるほかはない。ところが、西海道においては造籍の遅れにもなつて、その時点ではまだ校田が行なわれており、班田を実施することは非常に困難であつた。勿論、全国的には慶雲元年（七〇四）に班田が実施され、西海道のみその翌年に実施されたという想定もあり得る。しかし、班田を実施する場合、正月中に太政官に申請することより始まり、実例を検すると全国統一に行なわれていると考えられる。従つて、西海道においてのみ一年遅れて班田が実施されたとは考えにくく、結局西海道では班田が実施されなかつたのではないかと思われる。

以上の検討の結果、結局のところ私は田中説と同じく、少なくとも西海道においては、大宝令の規定に基づく最初の班田は、和銅元年（七〇八）の造籍に基づいて和銅三年（七一〇）に実施されたと考えたい。ただし、それ以前には全く班田収授が実施されていなかったとする田中説とは異なり、西海道においても、淨御原令の規定に基づく班田収授は実施されたと考えている。おそらく持統四年（六九〇）および持統九年（六九五）ないし一〇年（六

九六〇の二回の造籍に基づいて、班田収授が行なわれたであろう。このように考えると、文武二年（六九八）頃に実施されたであろう班田収授以降、新たに受田資格を得た者や失なった者の口分田が、どのように扱われたかが当然に問題となってくる。この口分田の班給と収公に係わる二つの問題を分けて考えたい。

まず、前者の新規受田資格者に対する口分田班給についてである。大宝令の六歳受田制を前提とすれば、大宝令が施行され、また前回の造籍よりほぼ六年を経た、大宝二年（七〇二）の時点においては、新規受田資格者は、戸籍登載者のうち六歳より一一歳の者である。もし、これらの者に対してまだ口分田の班給が行なわれていないならば、本来、大宝二年（七〇二）と慶雲元年（七〇四）に行なわれるはずの造籍と班田において、口分田の班給が問題とされるはずである。問題は、これらの者に対して、浄御原令の段階で既に口分田が班給されていたのか否かという点である。浄御原令が大宝令と同じく六歳受田制を規定していれば、これらの者は口分田の班給を受けておらず、逆にもしその規定がなければ、文武二年（六九八）頃の班田収授の時点で口分田の班給を受けていたことになる。

虎尾俊哉氏は、大宝令の「五年以下不給」の部分は捜入句的な感じが強く、それは大宝令において付加された規定ではないかと推測する。⁽¹⁵⁾これは自説の補強証拠として提示された点で、単なる印象批評といえなくもないが、一つの推測材料ではある。私も結論的には、浄御原令において、「五年以下不給」のような受田年齢の制限につながる規定はなかったと考える。ただし、前述したように、大宝二年（七〇二）西海道戸籍の受田額記載をもってその史料の根拠とすることはできず、受田額記載自体には浄御原令の遺制はなんらあらわれていないと考える。むしろ大宝二年（七〇二）造籍に基づく班田が、少なくとも西海道では実施されなかったと思われる点こそが、一つの根拠であり得ると考えている。すなわち、浄御原令の班田収授制において受田年齢の制限がなければ、大宝二年（七〇二）の時点では、生益を理由とする新規受田資格者に対する口分田班給は問題になり得なかったのであり、

基本的に班田の必要性はなかったといえるのである。

虎尾氏は、六歳受田制の成立が、六年一籍制・六年一班制と深い関係にあるとして、その成立事情を述べている。⁽¹⁶⁾ すなわち、受田年齢の引上げ幅を六歳とすることで、淨御原令における受田者の口分田にはならぬ影響を与えず、また新しく受田資格を得る者については、口分田の班給を一回だけ遅らせればよいというわけである。淨御原令には受田年齢に制限がないことを前提にして、六年一班制の下で大宝令の六歳受田制が導入される経過に関する虎尾氏の説明は、極めて説得的である。しかし、惜しむらくは、口分田の班給を一回だけ遅らせたのは何時かを、虎尾氏自身は明らかにしなかった。虎尾氏は、西海道戸籍に基づく班田は通例通りその後まもなく実施されたと考えており、新規受田者に対する班給を何時一回だけ遅らせたかを明確にしていない。むしろこの点を自覚的に論じたのは宮原武夫氏であり、氏は、和銅三年七一〇頃に行なわれた班田收授をそれに比定している。⁽¹⁷⁾

宮原氏の考えでは、大宝二年(七〇二)の戸籍に基づく班田に際しては、大宝令の規定は無視され、戸籍登載者全員に口分田が班給されたので、その六年後の和銅三年(七一〇)頃の班田收授に際しては、六歳以上の新規受田資格者は発生せず、死亡者の口分田取公のみがなされたということである。その背後には、田令集解田長条の古記における田積三転説に関する理解の仕方がある。しかし、いわば淨御原令から大宝令へ移行するに際しての経過措置が、大宝令の規定に基づいて実施された第一回目の班田においてではなく、その次の第二回目の班田においてとられたとする考えは従い難い。そのような経過措置は、大宝令の規定に依拠して作成された造籍に基づいて行なわれる予定であった、慶雲元年(七〇四)の班田に際して採用されたと考えるのが最も自然である。そのように考えるならば、慶雲元年(七〇四)においては、口分田等の取公は別として、新規受田資格者に対する口分田の班給は基本的に行なう必要がないのであり、班田は行なわれなかったと考えられる。⁽¹⁸⁾

そこで次に問題は、死亡者の口分田取公がどのように扱われたのかという点である。この点については、そも

そも大宝令における口分田の収公規定がどのようなものであつたかが明確ではなく、それをめぐって幾多の学説が提示されている状況である。⁽¹⁹⁾大宝令についてすらそのような状況であるから、浄御原令における口分田収公規定についてはますます不明である。浄御原令にそのような規定がはたして存在したか否かさえ断言することは、なかなか難しいのである。宮原武夫氏のごとく、浄御原令段階では一回きりの賦田制的な班給のみが行なわれていたとする説にたてば、⁽²⁰⁾そのような規定は当然存在しなかつたことになる。しかし、前述したように宮原説の根拠は薄弱であり、私は、浄御原令制下においてほぼ定期的に造籍が行なわれたことは、それにともなつて班田収授が実施され、その際に口分田の収公も行なわれたと通説的に考えておきたい。⁽²¹⁾

従つて、浄御原令には口分田の収公規定が存在したということを一応の前提とするが、その内容については皆目見当がつかない。この点について、多少なりとも意識的に論じたのは米田雄介氏であり、氏は、北魏令の口分田収公規定と同じようなものではなかつたかとする。⁽²²⁾しかしながら、米田説の前提となつている、浄御原令では毎年班田収授制が行なわれたとする点は前述したように従い難く、また、北魏令の口分田収公規定を、大宝令の収公規定の淵源と考える点にも疑問がある。⁽²³⁾結局、浄御原令の口分田収公規定の内容は不明であり、場合によっては、令制の収公方式と相当に異なつていた可能性も考え得る。たとえば、死亡を理由とする口分田収公規定ではなく、絶戸の場合にのみ収公されるとするような方式である。いずれにせよ、具体的にどのような形の規定があつたかはともかく、なんらかの口分田収公規定が浄御原令にも存在したとすれば、大宝二年（七〇二）の時点までに収公事由の発生した戸については、やはり一定の処置がなされたはずである。

本来班田が行なわれるはずの慶雲元年（七〇四）において、実際に行なわれたのは校田であり、班田は実施されなかつたと思われることを前に述べた。その際は、意識的に班田収授という用語を避けたが、それは、収公を意味する収授は慶雲元年（七〇四）に行なわれたと考えているからである。一般には班田は班田収授とほぼ同じ意

味で、口分田の班給と収公を含む概念として通用されているが、私がここで班田という場合、それは口分田の班給に限定して述べている。班田という用語が班田収授とほぼ同意義に用いられる背景には、口分田の班給と収公は全く同一時期に行なわれ、それは相互に分離し難く密接に結びついたものとして捉える見方があるように思う。しかし、はたしてそうであろうか。具体的には、口分田の収公は何時行なわれたのであろうか。それは、口分田の班給と全く同一時期に、それと並行して進められたのであろうか。この点は、従来当然のことのように肯定されてきていると思うが、より詳細に検討する必要がある。次に掲げるのは、田令班田条とそれに対応する唐令である。

〔日本令〕

凡_レ応_レ班_レ田者、每_三班年、一_レ正月卅日内、申_三太
政官、一_レ起_三十月一日、一_レ京国官司、預校勘造_レ
簿、至_三十一月一日、一_レ総_レ集_レ応_レ受_レ之人、一_レ对
共給授、二月卅日内使_レ訖、

〔唐令〕

諸_レ応_レ収_レ授_レ之_レ田、每_三年起_三十月一日、一_レ里正預校
勘造_レ簿、曆_三十一月、一_レ県令総_レ集_レ応_レ退_レ應_レ受_レ
之人、一_レ对_レ共給授、十二月内畢、

大宝令の規定は、復元されないとくも少なからずあるが、養老令とほぼ同趣旨であったと考えてよい。この両者を比較して注目されるのは、唐令は班給と収公の両者について規定するのに対し、日本令は班給についてののみしか規定していないという点である。唐令には「_レ応_レ収_レ授_レ之_レ田」とあり、収むべき田と授くべき田の両者について規定するのに対し、日本令には「_レ応_レ班_レ田」とあり、班給すべき田についてのみの規定である。また、唐令の場合「_レ総_レ集_レ応_レ退_レ應_レ受_レ之人」とあるのに対し、日本令では「_レ応_レ受_レ之人」のみしか対象としない。このように、本来は口分田の班給と収公の両者に関する規定を、日本令は、口分田の班給のみに関する規定に作りかえて

いるのである。従つて、日本令の場合、口分田の収公に関する一般的な規定が、新たに六年一班条と還公田条に創設されており、それに対応する条文は唐令には見出せない。⁽²⁴⁾ 六年一班条によれば、口分田の収公は班年に行なわれるのであり、それが班田との関連で実施されるものであつたことは疑いない。しかし、その具体的な実施期間については、班給の場合と異なり、ならん明示されていない。このような点からすると、たしかに中国においては、一月から一二月にかけて口分田の班給と収公が同時に行なわれたといえるが、日本の場合、一月から翌年二月にかけて行なわれることが定められているのは、口分田の班給についてのみである。中国の場合、給田と退田は毎年実施されるのであるから、その両者が同時に実施されることは、ある意味では不可欠ともいえる。ところが、日本のように六年一班制のシステムの下では、口分田の班給と収公を同時に行なう必然性は必ずしもない。そこで次に、明法家の解釈をみることにする。

まず田地の収公一般が、必ずしも班田と同時に行なわれたものでないことは、たとえば次に掲げる『令集解』田令六年一班条・穴記の問答からして明らかである。

問、位田賜田功田等身死之後、有_二収退年限_一哉、答、死年収耳、但位田依_レ格一年之後収也。

また、口分田の収公についても、全戸あるいは戸口の逃亡を理由とする場合には、戸令戸逃走条・義解に「即其地者、除_レ帳之年還_レ公、不_レ待_二班田之日_一也」とあるように、班田とは関係なく収公するという説が公的解釈として採用されている。ただし、同条古記は、「地從_二一班收授_一、謂除_二帳籍_一之後、遭_二班田之年_一即收授也」としており、大宝令の注意は異なっていた可能性がある。なお、同条朱記には、「流人口田則年可_レ還_レ公」とあり、科刑にともなう口分田収公について、班田とは無関係に口分田が収公されるものとしている。

さて問題は、死亡を理由とする口分田の収公についてである。この点について『令集解』田令六年一班条の令釈には、「即知、死亡口分田者、待_二班年_一、即令_二戸主自量_一為_二一段_一退」とあり、また或説には、「又身死分者、

以「班年」即「收班」とある。一見、これらの注釈をみる限りでは、口分田の収公は班田と同時に「行なわれたようにみえる。しかしながら、班年の概念を検討すると、必ずしもそのようにのみ断言できない余地を残している。班田令班田条の義解は、班年について次のように注釈している。

謂、班田之事、既連「延兩年」、恐以「兩年」、惣為「班田年」、依「上文」、云「每班年」、即知、以「先年」為「班田年」、

すなわち、班田は一月より翌年二月までの二ヶ年にまたがる作業であるが、そのいずれを班年とするかについて、義解は班田が始まった年と解している。この解は、その年の正月に申請することによって班田が開始されることからいって、また、戸籍の年次はその作成が始まった年をもって表示されていることからいっても、正当な解釈といえよう。ここで注意しなければならないのは、班年と称されるその年の前年末から始められた校田は、班年に入っておそらく二月頃に終了したという点である。従って、班年に収公するといっても、校田が終了する段階で、具体的には二月頃に収公する場合も全く考えられない訳ではない。次に掲げる「令集解」田令還公田条・跡記の注釈は、そのような観点から解釈することも可能である。

跡云、応「還」、謂凡田不「乱授」、但抄出授耳、然至「六年」直収「死人分」耳、

ここでいう「六年」は、通常班年をさすと解釈されている。しかしながら、班田間隔の計年の仕方について、「案」之、元年班、至「六年」足「限」、七年可「始給」とする「令集解」田令班田条・六記の注釈等を前提とすれば、それは校田の年を意味しているとみることが可能である。班田の出発点を班田が開始された年とみるならば、次の班田はそれから七年目の年の一月に開始されるのであるから、「至「六年」とは校田が始まる年を意味することになる。収公時点を校田の始まる年とみる点では、先に述べた把握と相違するが、口分田の収公を校田との関連で捉えようとする点は共通する。

いずれにせよ、班年あるいは「六年」に至つて口分田を収公するといつても、それは、口分田の班給を行ないつつ、それと並行してその収公を進める、ということだけを必ずしも意味するとは限らない。口分田の班給を行なう前に、あらかじめ班給可能な田積を確定するため、収公だけを先行させるといふことも十分に考え得る。次に掲げるのは、公田に関する史料としてよく利用される、天平神護二年（七六六）越前国司解中の一部分である。²⁶

亦以天平宝字四年、校田驱使正五位上石上朝臣奥繼等、寺家所開不注寺田、只注今新之田、即入公田之目錄数、申官已訖、仍天平宝字五年班田之日、授百姓口分、并所注公田、今改張、並為寺家田已訖、但百姓口分代者、以乘田替授之、

この史料の意味については、公田との関係で前に論じたこともあるが、²⁷ここで注目したいのは、寺家の開いた墾田が、天平宝字四年（七六〇）の校田に際して、「今新之田」と注され、「公田之目錄数」に入れられたという事実である。これは、その田が翌年天平宝字五年（七六一）の班田の時に、百姓口分田として班給されたことかからいえば、収公されたことを意味していることは間違いない。墾田収公が校田に際して行なわれたとすれば、口分田の収公も同時に行なわれた可能性が高いのではなからうか。田地の収公は校田に際してのみ行なわれたとはいえないが、それが最も行ない易いのは、田地の実情を調査する校田に際してであったと思われる。

弥永貞三氏によれば、校田図と班田図は実態的にはあまり区別し得ず、校田図がそのまま班田図として利用されるが多かつたようである。²⁸この点も、口分田の収公が校田に際して行なわれたこととの関連で理解される。すなわち、もし校田図が収公以前の「土地所有」関係に基づいて記入されていたならば、班田収授の結果による記載内容の変更が行なわれなければならない。校田図を班田図として利用することはかなり難しいといわなければならない。しかし、校田図が収公の結果を踏まえて作成されたとすれば、収公部分を後で加筆し得るようしておけば、それはある程度容易になし得るであらう。

以上、口分田の収公は何時行なわれるべきかについて、迂遠な考察を続けてきた。その結果、令の法意はともかくとして、それは実際には、校田に際して行なわれたであろうことを明らかにした。⁽²⁹⁾ 北海道では、慶雲元年(七〇四)に本来班田収授が行なわれるはずであった。ところが、実際には造籍の遅れにともない、その年には校田が行なわれた。そして、その校田の実施過程で、口分田の収公も行なわれたと考えられるのである。

(1) 前掲論文七一―一三頁。

(2) 前掲論文一八〇頁。

(3) 一般に当時の年齢計算法は数え年で行なわれており、戸籍上の年齢表記でいえば七歳以上の者ということになるであろうが、ここでは造籍・班田等の間隔を示す期間計算法との対比上から、便宜的に満年齢で表示している。六歳受田制という表現も同じ趣旨で用いている。

なお、大宝二年(七〇二)西海道戸籍は実際には一年遅れて作成され、その年までに生まれた者も登録されているから、実際には大宝三年(七〇三)生まれの者が、西海道戸籍には一歳として表示されていることになる。従って、実年齢でいえば、その者は、大宝二年(七〇二)より六年後の和銅元年(七〇八)の時点では、六歳以上になっていないが、戸籍による限りあくまでも大宝二年生まれの満六歳ということになる。

(4) その総和は逆に、国全体では最大限の口分田班給額であることを意味する。また、各戸についても、一般的には最大限の班給額を意味する。ただし、和銅元年(七〇八)までに死亡者が出なかった戸では、和銅元年(七〇八)の班田において、各戸口の班給額が増加した場合、当然にその戸の班給額も増加することになる。しかし、収公墾田の増加等を一応念頭外におけば、大多数の戸で死亡者が出なかった場合、各戸口の班給額が増加することはあり得ない。

(5) 第一著書二九六頁。

(6) 前掲論文二七・八頁。

(7) 前掲論文一七八頁。

(8) 同右、一八一頁。

(9) 体系日本史叢書6『土地制度史』1、九三頁。

- (10) 第一著書三一五頁。
- (11) ただし、史料の根拠を有するといっても、持統一〇年（六九六）の造籍のように、なお問題を残している部分がある。
- (12) 岸前掲書二四三頁以下。
- (13) この時の校田が遅れた理由は、虎尾氏が推定するように（第一著書三〇八頁）、墾田永年私財法の発布や班田図の全国的な作成ということによるものであろう。これ以降、校田・班田はそれぞれ造籍後二年・三年に実施されるようになり、その遅れはその後ますます拡大するのである。
- (14) 虎尾氏によれば、造籍と班田の実施について史料が遺存する国は分散しているにもかかわらず、そこにはかなり規則的な年次関係が存在し、造籍・班田が全国統一的に実施された形跡が窺われる（第一著書二四一六頁）。
- (15) 第一著書七三・四頁。
- (16) 同右、一一六頁。
- (17) 前掲書二〇六頁。
- (18) 位田・職田等の班給はどうなるのかという疑問が生ずるかもしれないが、「令集解」田令官位解免条の義解・令釈・朱記等の諸注釈によれば、その班給・収公は班田収授の際に行なわれるのではないことは明らかである。そもそもこれらの特殊な田地の賜与を、班田収授という概念に含ませるべきかについて問題がある。
- (19) 私説のあらましは、前稿「大宝令における口分田収公規定」（『北陸歴科研会報』一七号、一頁以下）で明らかにした。従来の学説は大体のところそこで踏まえているが、その後、森田佛氏によって、私の考えと全く対蹠的な説が提示されている（前掲論文六一頁以下）。いずれ機会をみて検討したい。
- (20) 前掲書一九六頁。
- (21) 『日本書紀』持統四年（六九〇）一〇月乙丑条によれば、大伴部博麻に賜与された水田について「其水田及至會孫也」と記されている。前稿において詳細に論じたように（前掲「班田収授制の成立」一六頁以下）、浄御原令段階で賜与された水田の多くが、大宝令段階になると功田として扱われ、その品等が順次定められている。大伴部博麻の賜田について、その品等が何時頃成立したのか定かではないが、もしそれが浄御原令段階であるとすると、その時点において、田地の収公という觀念が、全く存在しなかつたわけではないことを意味している。とすれば、口分田についてもなんらかの収公規定が存在したことは十分に考え得る。

(22) 前掲論文一八八頁。

(23) 小林宏（書評）川北靖之「大宝田令六年一班条の復原について」（『法制史研究』三〇巻、二三四・五頁）、森田前掲論文六五・

六頁等を参照。

(24) ただし、退公田条に対応する条文は存在する可能性はあるが、現在のところ見出されていないようである。

(25) ただし、古記説は班田終了時を班年とする。

(26) 『寧楽遺文』中巻、六七〇頁。

(27) 拙稿『律令制的土地所有に関する一考察——いわゆる田主権の問題をめぐって——』(二)完、一〇三頁。

(28) 『班田手続と校班田図』(竹内理三編『莊園絵図研究』三九頁以下)。

(29) 『令集解』田令班田条の古記によれば、大宝令には「其取_レ田戸内、有_レ合_二進受_一者」という規定が存在したようである。この規定は養老令では削除され、その削除の理由について虎尾氏は不明とするが(第一著書二九八頁)、この点も以上に述べてきたこととの関連で考え得るのではなからうか。

六 むすび

虎尾俊哉氏の画期的な研究に端を発した、大宝二年(七〇二)西海道戸籍の受田額記載をめぐる問題は、あたかも池面に投下された小石の波紋が、順次その波数を増しながら池面全体に広がっていくように、当時の土地制度に係わる重要問題を次々と提起していった。その錯綜した議論の中で、どれほど自説の首尾一貫性と説得力を確保し得たかは甚だ心許ない状況ではあるが、その最も中心的な問題である、受田額記載から復元されるところで、受田年齢に制限はなかったという点について、一応自分なりの理解を得ることができた。その骨子だけをいえば、受田額記載は大宝令にもっぱら依拠したものであり、それは、大宝二年(七〇二)より六年後の和銅元年(七〇八)造籍に基づき、和銅三年(七一〇)の班田のための基礎資料として、各戸口の最低限の班給額を設定する目的で計出されたということである。

この結論を導き出すこととの関連で、様々の重要な問題についても、自説を展開せざるを得なかった。たとえば、(イ)浄御原令の田積法は、町段歩制でも町代制でもなく町制であり、実際にはその下位単位として代制が遺存していたこと、(ロ)受田額記載から窺える二種の班給比率のうち、令の規定と異なる筑前国のそれは、同国における造籍・校田作業の若干の遅れの中で惹起された現象であること、(ハ)大宝二年（七〇二）西海道戸籍に基づく口分田の班給は結局行なわれず、むしろその点から浄御原令には受田年齢の制限のなかったことが推測されること、(ニ)大宝二年（七〇二）までに発生した事由による口分田の収公は、西海道では慶雲元年（七〇四）に行なわれたであろう校田に際して実施されたこと、といった諸点である。

検討の対象はもっぱら西海道戸籍を中心としたが、大宝二年（七〇二）の戸籍に基づく口分田の班給は行なわれず、校田に際して収公のみなされたという点は、おそらくその他の国でも同様であったと考える。それは、受田年齢に制限のない浄御原令の班田収授法から、大宝令の六歳受田制への移行に際し、それを順調に実行する経過措置としてとられた手段であった。ということと理由づけは異なるが、私もまた虎尾氏と同じく、浄御原令には受田年齢の制限はなく、大宝令においてはじめてそれが設けられたと考へたい。

様々な学説が提示されている中で、単にあれこれの説の可否を検討し取捨選択するだけでなく、できる限り自分なりの観点で新しい問題の捉え方を示すように努力した。しかし、それがどの程度成功し得たかという点になると、それほど確かでもない史料の根拠に基づく事実の上に、いくつもの推論を積み重ねねばならず、一つの礎石を取り除いただけでその全体に亀裂が生じるような、構造的脆さを多分に有することを卒直に認めざるを得ない。また、文中においてしばしば先学諸氏の見解にふれる機会があったが、正確でない表現や礼を失する言葉がなかったかと慮れている。もし万一そのような点があれば、切に御有恕をお願いしたい。